

○南会津町保養所条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町保養所条例（平成18年南会津町条例第108号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 南会津町保養所（以下「保養所」という。）の開館時間は、それぞれ次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

施設名	開館時間
南会津町古町温泉赤岩荘	午前9時30分から午後8時まで
南会津町小豆温泉窓明の湯	午前10時から午後7時まで

(休館日)

第3条 保養所の休館日は、それぞれ次のとおりとする。ただし、業務の運営に支障があると認められるときは、休館日に開館することができる。

施設名	休館日
南会津町古町温泉赤岩荘	水曜日
南会津町小豆温泉窓明の湯	木曜日

2 指定管理者は、前項に規定する休館日のほか、保養所の管理上必要があるときは、あらかじめ町長の承認を得て臨時に休館日を定めることができる。

(遵守事項)

第4条 保養所を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに保養所の敷地内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊南村保養所設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年伊南村規則第1号）又は伊南村保養所使用料徴収規則（平成7年伊南村規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。